

# 三重県新型コロナウイルス感染症 感染拡大阻止PCR検査補助金

## 募 集 案 内

### 《目的》

県内の事業者において、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合、保健所による接触者調査が行われ、接触者に対する行政検査が行われますが、事業者が安心安全の事業継続を行うために、行政検査の対象となる従業員等だけでなく、さらに幅広くPCR検査を実施したいというニーズがあります。

本補助金は、新型コロナウイルスの感染者が発生した県内の事業者が行う従業員等に対する独自のPCR検査の検査経費を補助するものです。

### 《補助対象事業者》

- 三重県内に事務所又は事業所を有する以下の事業者
- 中小企業・小規模企業（個人事業主を含む）※
  - NPO法人、一般社団法人、社会福祉法人、生活協同組合、事業協同組合、農業協同組合、漁業協同組合等（行政機関、公的企業、独立行政法人、大企業は除く）

※中小企業・小規模企業の定義

#### 【中小企業の範囲】

業種分類	条例上の範囲
製造業その他	資本金3億円以下又は従業員数300人以下
卸売業	資本金1億円以下又は従業員数100人以下
小売業	資本金5千万円以下又は従業員数50人以下
サービス業	資本金5千万円以下又は従業員数100人以下

#### 【小規模企業の範囲】

業種分類	条例上の範囲
製造業その他	従業員20人以下
卸売業・小売業（飲食店含む）・サービス業	従業員5人以下

## 《補助対象経費》

- ◆新型コロナウイルスの感染者が発生した事業者（※1）が、保健所が行う行政検査の対象とならない従業員等（※2）に対して申請受付期間中（令和3年6月21日以降）に独自で実施するPCR検査の経費（※3）であること（消費税は含みません）
- ※1：感染者が発生した事業者とは、事業者の事業所等で感染者が発生したことによって、事業所等の利用者や従業員等に対し、保健所による行政検査が行われた場合を言います
- ※2：従業員等とは、正社員、契約社員、派遣社員、パートタイマー、アルバイト、委託者、請負者、委嘱者、役員、個人事業主本人、専従者を含みます
- ※3：最初に感染者が発生した日から2週間以内に実施されるものに限ります
- ◆申請時点で支出が確定しており、領収書・レシート等で経費内容、数量、単価、金額が確認できる経費であること
- ◆健康保険及び医療給付等の公費負担の対象とならない自費診療の検査費用であること
- ◆対象経費には、検査料（検査結果通知含む）、検査キットや検体の送付料は含まれますが、診断書（陰性証明書）等の発行費用は含まれません
- ◆補助対象となる検査は、PCR検査のみで、抗原検査、抗体検査は対象となりません

## 《補助金額》

補助金額：補助対象経費（消費税は含みません）に3分の2を乗じた金額（100円未満の端数は切り捨て）。ただし、補助上限額は20万円とします。

## 《申請受付期間》

令和3年6月21日（月）～令和4年3月18日（金）※消印有効

- ※ 申請総額が予算額に達した場合は、期間満了前に申請受付を締め切ります。
- ※ 申請受付状況は、随時、「三重県感染拡大阻止PCR検査補助金」案内サイト（<https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/m0143000198.htm>）にてご案内します。

## 《補助対象事業者の責務》

- ◆感染者が発生した事業者は、保健所の指示に従い、事業所等の消

毒措置を行うとともに、従業員等の出勤抑制を行うなど感染拡大の防止措置を図ること

- ◆従業員等のなかで、体調不良を訴える者がある場合、すみやかに医療機関の受診を勧奨すること
- ◆PCR検査により陽性の結果が判明した場合は、すみやかに事業所を管轄する保健所へ申し出るとともに保健所の指示に従うこと

## 《申請方法》

- ◆下記「提出書類①～⑤」を書面により1部、申請書送付先（※）へ郵送することにより申請を行ってください。（簡易書留・特定記録郵便など申請書の到着を追跡できる方法で郵送してください。また、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、持参による提出はお断りします。）

### ※申請書送付先

〒514-0004 津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル5階  
(公財) 三重県産業支援センター 感染拡大阻止PCR検査補助金事務局 宛

### ◆提出書類

- ① 交付申請書兼実績報告書兼請求書（第1号様式）
  - ② 補助対象経費の支出に関する証拠書類（補助対象経費を支出したことがわかる領収書・レシート等の写し（支払日、品目、金額（税抜）、内訳等が明記されているもの））（参考様式等に貼付すること）
  - ③ 申請チェックリスト（第2号様式）
  - ④ 以下ア～ウのいずれか1種類を添付してください
    - ア 法人の場合  
直近の「法人税の確定申告書（別表一）」の控えの写し
    - イ 個人の場合  
「所得税の確定申告書B（第一表）」（事業所得が計上されているもの）の控えの写し  
または
    - ウ 法人・個人の場合  
全ての県税（自動車税を含む。）について滞納のないことの証明書（交付申請日から6ヶ月以内に県税事務所発行のもの）
- ※創業から間もない事業者で上記書類がない場合は「法人設立届出書」、  
「開業届出書」の写し等
- ⑤ 振込先口座の通帳の写し（通帳のオモテ面及び通帳を開いた1ページ目）  
※電子通帳など紙媒体の通帳がない場合は、パソコン画面コピーを提出してください。

- ◆申請書の様式等は以下のサイトからダウンロードしてください。

※「三重県感染拡大阻止PCR検査補助金」案内サイト  
< <https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/m0143000198.htm> >

- ◆添付書類は、文字や数字等が明瞭に読み取れるよう鮮明にスキャン・コピー等をして下さい。添付書類の内容が不鮮明等により認識できない場合には、不交付とする場合があります。

## 《補助事業の流れ》

- 1 交付申請書兼実績報告書兼請求書（第1号様式）に必要書類を添付して事務局あて、簡易書留・特定記録郵便等、書類の到着を確認できる方法で郵送してください（事業者→事務局）

- 2 交付決定及び補助金額の確定通知を送付（事務局→事業者）

補助事業の趣旨や補助対象経費と合致しているか、書類に不備がないか等を審査し、交付の可否や補助金額を決定します。

※ 不交付の場合にも不交付決定通知書を郵送します。

※ 補助対象経費に該当しないものが含まれている場合、補助申請金額を減額して交付決定します。

- 3 補助金の支払い（事務局→事業者）

交付申請書に記載の口座へ、交付決定した額を振込にて支払います。

※ 申請額が税込である、事業内容に対象外経費が含まれる等の理由により、申請額から減額して交付決定する場合があります。

## 《留意事項》

- ・補助金の目的に則って、誠実かつ適正に補助事業を実施してください。
- ・同一事業者による申請は1回限りとし、2回以上の補助金申請を行うことはできません。
- ・同一の補助対象経費について、他の行政機関等が行う補助金・助成金等と重複して受給することはできません。
- ・申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本補助金の支給を取り消すとともに、期限を定めて返金を指示します。また、悪質な不正行為等が発覚した場合には、司法機関への通報を行います。

- ・本補助金事務の円滑かつ適正な実行を図るため、必要に応じて、書類の提出指示、是正指示、実地調査、報告徴収を求めることがあります。
- ・本補助金に係る書類一式については、事業終了後5年間は保管してください。
- ・本補助金は、厳正な審査を行ったうえで交付の決定を行います。

### 《事務局・お問合せ先》

〒514-0004 津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル5階  
(公財)三重県産業支援センター 感染拡大阻止PCR検査補助金事務局  
電話 059-228-3321  
(受付時間 平日9時～17時)

※本補助金事業は、三重県の財源により、(公財)三重県産業支援センターが事務局となり実施しています。

### 《申請書送付先》

〒514-0004 津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル5階  
(公財)三重県産業支援センター 感染拡大阻止PCR検査補助金事務局 宛